

議案第16号

京田辺市野外活動施設設置条例の廃止について

京田辺市野外活動施設設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、京田辺市野外活動センターの運営見直しに伴い、令和7年4月から当施設を普通財産として、民間事業者に貸し付けるため、本条例の廃止を提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市野外活動施設設置条例を廃止する条例（案）

京田辺市野外活動施設設置条例（昭和55年京田辺市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。